

平成25年度税制改正への対応について

1 改正の背景

平成25年度税制改正については、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、及び社会保障・税一体改革を着実に実施するため地方税法の一部が改正されたことなどから、津市市税条例において所要の改正を行おうとするものです。

2 条例改正にかかわる内容

(1) 延滞金等に係る改正（平成26年1月1日から施行）

長期化する低金利の状況を踏まえた国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の割合の特例を次のように見直します。

	本則	現行の特例※1	改正後の特例	
				※3
延滞金	14.6%	特例なし	特例基準割合※2 + 7.3%	9.3%
延滞金(納期限後 1カ月以内等)	7.3%	4.3%	特例基準割合※2 + 1.0%	3.0%
還付加算金	7.3%	4.3%	特例基準割合※2	2.0%

※1 現行の特例は「基準割引率 + 4.0%」です。

※2 財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均）に1.0%を加算した割合となります。直近では、貸出約定平均金利の年平均（H23.10～H24.9）が1.0%のため、特例基準割合は2.0%となります。

※3 特例基準割合を2.0%とした場合の延滞金等の割合です。

(2) 寄附金税額控除に係る改正（平成26年1月1日から施行）

地方公共団体に寄附（ふるさと寄附）を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により寄附金額のうち2,000円を超える額について一定限度額まで全額控除できる仕組みとなっていますが、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されます。

このことを踏まえ、従来の税負担軽減額と同額とするため、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、個人住民税の寄附金税額控除の特例控除額において復興特別所得税の軽減分を縮減することとします。

(3) 住宅借入金等特別税額控除に係る改正（平成27年1月1日から施行）

消費税引上げに伴う影響を平準化する観点から、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の対象期間について、所得税の住宅借入金等特別控除の適用期間の延長に合わせて、平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長するとともに、控除限度額を拡充します。

	現 行	改 正 後	
居住年	～平成25年12月	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の <u>5%</u> (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の <u>5%</u> (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の <u>7%</u> (最高13.65万円)

※ この措置による平成27年度以降の減収額は、全額国費で補てんされます。

(4) 公的年金からの特別徴収制度に係る改正（平成28年10月1日から施行）

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とします。また、年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとします。

(5) 金融所得課税に係る改正（平成29年1月1日から施行）

個人投資家が、税負担に左右されずに金融商品を選択できるように公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する個人住民税の課税方式の改正を行います。

		現行		改正後
公社債等	利子	源泉分離課税(5%)		 損益通算して 申告分離課税 (5%)
	譲渡損益	非課税		
上場株式等	配当	} 損益通算して 申告分離課税(5%) (H25 まで特例 3%)		
	譲渡損益			

(6) その他所要の改正

地方税法の改正などに伴う条文の整理を行います。

3 今後の対応について

津市市税条例の一部の改正についての議案を平成 25 年第 3 回津市議会定例会へ提出する予定です。